



114
A 807



外
レ
一
〇
五

明治三十一年七月六日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長



外

大正十一年四月
限候爵邸寄贈

外務大臣進達絶東事件ト英國ト題
ニ在英加藤公使ヲ報告
右高覧ニ供ス



外務省

送第

一九五號

陸東事作下英國上題之別紙一通在英
加羅德公使ヲ報告致未候間右字差進
也

明治三十一年七月五日

外務大臣伯爵大隈重信



内閣総理大臣伯爵大隈重信 敬

七一〇七

香 齋 本

西遊英蘭大甲會帳大帳簿

西遊英蘭大甲會帳大帳簿

西遊英蘭大甲會帳大帳簿



西遊英蘭大甲會帳大帳簿

西遊英蘭大甲會帳大帳簿

總東事作と英蘭

第一膠州灣占領

西遊英蘭大甲會帳大帳簿

西遊英蘭大甲會帳大帳簿

後者ナリキ

此の如くハ好マシクハ行ハルノ文字ニ重キヲ増カズ一以テ
ガ諒順ニシテ復テ之レを以テ他ノ強制ニ至ルノ外決シテ同
延ラズ退カザルニシト思惟セテ故ニ此ノ字紙ノ如キモ直ニ
喉口ニ飲マシムル目ノ下ニ日ニ論証ヲ重キ疎ニシタム
ガードラ好メトシ保チ賞罰ノ或可成ハルヲ等務
モ説ク政府ヲ保シテ業モ亦相要ノ地ニ在リ領シ以テ亦
衛橋カヲ誰カセシメシト勉ムルノ事ヲ爲ナリ
尤モ其時止業人ノ考ラ眼ヲ注クニハ依テ舟山
字ニ在リ然レモハ清國ニ在リ然レモノ利益ヲ保護
ス

此の如くハ北支那政府ノ上ニ至リ報カヲ強カセシムル
ナルノ必要ニ思ヒ至ルニ至リ切ナラズ却テ上海附近ニ
在リ一帯地ヲ占ムルハ以テ業ノ利益ハ保護シ得
ラレモノナルカノ如ク思考セリ
然レモ業政府ハ思ヘテ舟山字ノ業ヲ先ニ以テ
抑スルモノナルヲ以テ今俄ニ之ヲ以テ領スルニ及バズ業カ
軍終ラザルニ臨機変ニ應ズルノ力ヲ備ヘテ以テ保
衛ナリテ待タシムルニ至リ業政府ハ依テ洋務的
態ニ依テ抑スルモノ一服ノ人民ニ至ラズ以テ其息
ナリト攻撃シ疎ニシテ陰ニ以テハガール・ロバート・ハート清

正任英公館通板時より解備の意人ヲ守之代エニ
キリヲ北東政府に迫りトノ報並ニ朝鮮北東に
ラカニ解備ノ報並ニ多ク也ニ對スルニ興論
ハ卷ニ著スル極ハ政府に向ッテ活勃ヲ促ス一層
也

北三英政府ノ報據

北三英政府ノ報據ハ俄國一般ノ
和平ヲ抑入心ヲ強クせんモノナリト曰ク英國艦隊
ノ一部ハ旅順口ニ存又其ノ一部ハ仁川ニ在リテ
解備ノ作ニ反對シテ示威的運動ヲナスヲ示ス

政府ハ海軍政府に向ッテ彼が他至一應一
切ノ特典即チ軍艦陸海各地債借等ノ是等特
典ニ及ビ進軍ハ悉ク其利宜ニ均分スベキノ權
アリト宣言ス曰ク海軍政府ハ外債著者集ノ
援助ヲ英政府ニ求メ英政府ハ其ノ条件ヲ以テ之
ヲ承諾セントストモ此ハ學ニ及ビ其ニ過ギサシモノアリ
モ輿論ハ在リデ之ヲ過一層學ヲ以テ其意アリ
也ニ解難サレキ

尋デ一月十日「バルブ不臣」マシケエスターニ於テ海軍
ノ對清外交方針ヲ示シ所謂海軍後生ノ完全及機

録ノイハフツルニ至リテ
録ノ地ヲナシテ大ニ別ク設定スルニ演説多ク宣示
是者ノ推測ニ於テ時既ニ先除ニ臨ミ飛々此ニ大
別ナク其ノコトヲ多ク復スヘキカノ方法ニ至リテハ明言スル
事ナク吾人ヲシテ恥多クスル心ハ七シメタムモ尚英政府
ハ清心ニ於テん英ノ利益即チ商業上ノ利益が他國
ノ事ナシトシテ其ノ官ヲ更テルナキナキナキナキ
トク力スベキコトヲ英人ニ於テハ深ク心ヲ覺ス一カラスト云
ニ並ニ英ノ清心ノ土壌ニ念ナキモ必要ノ場合ニ應ジ兵
器トシテ其ノ地ヲ占領スルハ其限ニアラズト述ベ一タムカ如キ
積ニ興シテ其ノ先モナリ得ニ自由國ニ至リテハ

最モ熱心ニ亦ノ宣言ヲ賛成セリ

其ノ後英リヲ經テロツクスビーチ氏ハ「大ウオン」ニ於テ所
謂ノ門主義ナリ新英法ノ紀事トナリ英演説ヲナシ現
政府ハ其ノナシ代價ヲ拂フモ即チ必要ノ場合ニ迫ラハ干戈ニ
訴フルモ尚清國ノ利益ノ門テラシテ開塞セシキナキ極對
此決心セリト述ベタリ之レニ激怒ニ來シ其供英政府ノ意
見トシテ之ヲ受領シ難キハ一被ノ法ハ人知ナリニ高貴任
官ヲ擢升大ニ目ニ平素英法ニ厚ナル曰氏ヲシテ其言ヲナスニ至ラシメ
タムモノハ少ナク其英政府ニ於テ神々信觀也其ノ為ニ與ニ任
セザルノ意氣アルナリ者然シタムモノニシテ此レヲ英人ニ民モ

ふを海軍にせしむるに於て政府ハ一方は於て高き海軍に於て
オナリトノ言ヲ以テ興海ヲ折一他言は於て清國政府ハ
清國ハ外債ノ失敗ヲ納ハラスはるる案係存ノ一タリト揚子江
軍水地色ヲ地正ノ豫占セザルハキト並ニ開港場増
設ノ由地租増徴等も面々ノ豫占ヲ清國政府ハ興
海ヲ海軍にせしむるに於て新ノ案モハハルを而して是も其ノ案
亦ハ幸としして或知しやと思ふに其ノ際再ニ此種ノ案
合ハるる久し清國政府ハ香港と海軍等トノ分
債は必おんモノ漢ノ案亦ヲ其力にムルハ好權存ヲ興
せんナラシム

第六新外債法知ノ事立

清國政府ハ外債ノ界首也ニ思して英ノ提案ヲ海軍
ニ能ハズ一ノ案筋案ヲ案して英ニ致すは款家
備ナレズ案係ハ拓海不ヲして増徴せしムルノ議ヲ提
出シタル由ニ報セラレタリ然レ其之レ格モ油ト水トヲ融和
セシトスんモノニシテ一筆ノ下ニ存ケラルベキハ始メヨリ明瞭
ナんモノナリキ
依テ清國政府ハ直接ニ他ノ政府ニ向ツテ援助ヲ請
フヲ止メ英獨「シンゲケート」ト請ふヲ聞キタリ但シ
「シンゲケート」ノ中心ナル香港と海軍等が獨逸報
行ト連合シタル新ハ案ニ合點ノ得否ヲ圖リえんノミ

得たん新議と云ふは、一モ我利をト推解する意あり
又英ノ人氏も亦大ニ之ヲ快トセリ

才七 支那ノ要求

死んニ五病をハテテ以修之乗ニ報償ナルを自
下ニ新要求ヲ北京政府ハ提出ス即チ張頌大連支
港ヲ修メレ並ニ西伯利亞鉄道ヲ整テ東支路ニ延長
スルキノ要求ヲ提出シタリ

三月六日例ノ「タイムズ」ヨリ、此報述吾公ニセラルルヤ英
人ノ憤懣詭言ヲベクモアラス曰ク英ノ清公ヨリ得たん議ト
ハ英一國ノ利益ニテラズニテ世界ノ利益ナリ死んニ五病ノ

要求ハ之ニ及ビ此種要求ノ至極ヲ全ク破壊せんモノナリ
蓋シハ要求要領サレバ特ニ滿洲、沈陽ヲ奪ハテ去ル
ノ至極ニ迫ルヤハ英ノミナラズ北京ハ第一ノ事奉天ニ
之レ決シテ英ノ黙視せん能ハザル所ナリト茲ニ吾人ハ英
人モ亦少少政府ノ上ニ警告ヲ進出せんノ全件ニ於テ
英ノ利益上極テ必要ナルヲ認メ最モ舟山、路、占領
ノ如キ姑息ニ後ヲ唱フ事ニせんモノナリ
然レ氏亦一方ニ於テ断然死守スルニ及ビ少ナクは英
順ニ英人ノ要求ハ干戈ヲ以テモ之ヲ争フベシトノ意見
ヲ以テ英政府ヲ動かサント勉メんモノモナク要スルニ

言ハノ多クニテハ熱心ナル者ハ必ズ其ノ
以言ニ先モノ極メテ少ナカリキ
抑モ通商ニ於テハ中下ハ英ノ利益ニ換
害ヲ加フベキト言ハズシテ唯テ干戈ヲ以テモ之ヲ
扱セシメテ金貨ヲ取リテ英ノ利益ニ換
テ必ズ問題ニシテ英ノ責任ヲ負ハシメテ英ノ利益
ニ於テ英ノ利益ヲ希シテ英ノ利益ニ換
國ヲ以テテ海軍ニテト思フモ是即チ「バルフォア」
氏ヲ以テテ今ヨリ二年「バルフォア」公案迄
西海が太平洋迄出テテ海軍ニテ英ノ利益
ニ換

ノト述ヘシメ先形以テ

若シ英ノ方針ニシテ英ノ利益ニ換
金貨ニテノナラシメテ今ヨリ二年「バルフォア」
國ノ民ハ激昂スルニ至リテ何トナレハ英
ハ陸軍ニテオア「バルフォア」氏ノ方針ニ換
トスルニ先テオア「バルフォア」氏ノ方針ニ換
ノ方針ニ換テオア「バルフォア」氏ノ方針ニ換
海軍ニテオア「バルフォア」氏ノ方針ニ換
ル「バルフォア」氏ノ方針ニ換

地ヲ得んやハ英ヲ拒テ多分反義スんナラシト云ヘリ然
レ氏新ニ巴家ハ強シド宜用ニ益ナクモノコシテガハ
エドワードグレイハ曰ク英北支那ニ莫クハ政議ハ時ニ
余アムノミ即チ英政ノ申下ヲ防遏スんカ氣クハ之ヲ款
中ニ入ルコトヲ善シクシテ之ヲシ

政府ハ此ニ途ノ方ニ結集セリ其結集ハ英ニ露ヲ
拒ムル一片ノ西局トナリ即チ英政ヲ強クシテ英
人ニ要約ヲ止メテノ希望ヲ述ベ若シ此希望ヲ
容ん、コト於テハ英モ亦互隷漢内ニ港灣ヲ取
得スんナラカハハ中局ヲ推展ヘリ然レ氏此書告乞ニ在

橋ニ露ノ要約ニ抵抗スベキノ決心ヲ示サズニ英政ガ最モ
恐レタリ英ノ意旨モ其事立テハ中機極ナキヲ以テ
然レ英ノ通告ニハ回答ガモナサス一書ニ清國
政府ヲ強要シ遊ニ全死シ目録ヲ出シスルコトナリ

第八節ノ要約

一、何等ノ形式ヲ備セモ些少ナラカハ英人等無ヘン
何種ノ要約ノ要約ニテ始ハラズ中在ニシテ相違
認めテ要約ノ要約ヲ行ハラス清國ノ要約ハ英
政府ノ要約ニテハ月十九日ハ「プロス」ペラタスラ出スル
中機トナリタルガ所ナラシ「タイムズ」ハ更ニ一ノ要約ヲ北

思フニ英政府ハ議定ノ中ハ也
附シ議定ノ中ハ也
ハ又モヤ「タイム」は通
ノ官言ハ「」多ク其
ヲ其「」

故ニ四月五日ノ議定ニ於ケル政府ノ官言ハ政府ハ議
和シマラント思ハル、程ノ熱心ヲ以テ其
「ルスゲル」氏ノ如キハ
府ハ「」議定ヲ見掛ケ保
紙

攻撃ヲ但シ俄ニハ擧ニ出テ
時吾人ヲ勝着セシ
ト云ヘリ但シ其カ
野々保者
其平ヲ好ス
果上成
ニド一段
成海軍
此若シ英政府
ニハ極

モ威治は多額ノ西需ナリニ止ミ先一ニ英カは舉
ニ出ワルノモラ得ヤルニ至リ先ハ即チ其外交上失
敗ノ結果ニ付ナラズト之レ固ク死シトモ其
謂強破ナル態ニ付ハ其界を下シテ孰カノ決心ヲ
行セシテ要ス布シテ此決心ナルモノハ自由党ハ勿論
僅チ貴人ト名ニ自ラ敢ミナハ且夕鞏固ナラザル
レテ其夢ガらんナラシ

中十英政府ハ強破ナル態ニ付テ執ルテ總ハ
かりし理由

其理由ノ重ナルモノヲ考ゲレバ

- 一 女皇ノ希望 女皇ハ無事平和ヲ以テ其強年ヲ
送ラシトノ希望ヤナシヨリ平素女皇ノ意思ヲ恭
敬ス院者ハ其意ヲ承知シテテ振セリ
- 二 現首相モ先皇ニ似テ昔々ノ素業ト名譽トヲ指
セス
- 三 英名勢を強く兼ノ一変 近年ニ至リ英ノ最モ有
カナル政治家ハ自由党ト保守党トヲ問ハスニ其
中保守党ト保守トシテ其党ヲ以テ國家ノ方針ト
リト里料トシ「バル」ヲオハ民ハ曾チ流絶シテ曰ク重細
重古徒ノ「陳漢」ハ英名勢ある國ノ利益ヲ其意

四

せしむるに元か、餘地ありあふ、利益ハ決して純
 實なるナシト之レ寧ろ、希望する生せん思想ニ
 アラサシキ事、此レに、英ノ責任ヤ、政治家ハ多
 クハ思想ニヨリテ導かれツ、アリタリ
 平和ノ利益、英ハ古來國ナルヲ以テ、戦争ハ最
 モ生煙息を何ナリ、殊ニ、英ハ、ト為端ヲ開クニ於テ
 ハ、佛ハ國ヲ、露ヲ共ニス、ハ、情を、或ハ、露ノ味者
 トナルヤモ、計ん、ハ、カラス、要ス、此、戦争ハ、地、止マラ
 ス、又、政、由、ニ、モ、止マラス、殆、ト、地球ノ、有、面、ニ、自、レ、ハ、繼
 合、ハ、英、ニ、於、テ、ハ、法、馬、船、業、アリ、ト、ス、ん、モ、存、ス、ル、業

五

貿易ハ、必、事、ナ、ル、換、金、ヲ、受、リ、ニ、リ、得、失、ヲ、辨、シ、
 東、ル、時、ハ、却、テ、露、ノ、債、券、を、賣、ル、高、平、和、ヲ、維、持、セ、ン
 一、ラ、得、策、ナ、リ、ト、思、考、ス、ヘ、シ
 英、政府ノ、多、事、業、ニ、之、ニ、加、リ、ん、ト、候、及、ト、云、ヒ、亦、政
 ト、云、ヒ、ト、エ、カ、ン、ダ、レ、ト、云、ヒ、英、政府ハ、各、國、ニ、於、テ、現、ニ
 我、國、ニ、比、シ、テ、シ、ワ、ク、ハ、ル、ノ、ニ、テ、ラ、ス、西、部、亞、細、亞、利、如、ノ
 状態ハ、頗、ル、危、急、ニ、シ、テ、亦、露、亞、細、亞、利、如、ノ、事
 情、毎、年、全、ク、平、穩、ニ、由、ス、妙、妙、英、政府ハ、一、時、ニ、於
 テ、多、ク、事、大、ナ、ル、事、作、リ、テ、テ、其、後、ノ、事、ヲ、満、タ、シ、タ
 ル、ヲ、以、テ、其、後、ニ、於、テ、地、生、事、作、リ、テ、其、後、ニ、於、テ、ハ

總ノ旨ノ至多利者ナリシヤ然ラ容レズ

六

英ノ孤立地也予此ニ付英ニ回特ヲ表シス
モノハ徳ニ本也アノノ相モ亦英ノ方針ニ對
シテハ同意ナランヲ考ヘテモ千身ヲ知ハ包然之
レトモアリ也セウ況シヤ米ノ控出ノ如キハ姑クモ
リテ是レ徳ニ止マンヲ以テ英政府ガ之ヲ情ニシテ
何者ノ流俗ナシク爲ラモ能ハザルヤ勿論
ナリ

此ニ英ノ時ニトスニキハ時和邦アルノミルニ
我政府ハ是レガハ流劇場ニ觀ハレテヨリ以テ絶對

15

的涉極ノ方針ヲ執ラシ一モ亦英ニ向ウテ友邦ノ運
動ヲ試ミシトセラシまんナリ英ノ勢ハ益々孤立ナリ
之レ亦然シカ流俗ナシク爲ラモ能ハザルニ至

由ナリトス

第十一 輿論ト政府

レノ如ク維々ノ原因ヲ案集シテんヨリ若モ輿論ノ利
弊ナクニハ政府ハ一層其見識廣ルル自也ト出テんヤ
モ如ンバカラス既ニ上乗述テん所ヲ以テ其の瞭ナルベキガ
少ク英政府ハ事件ノ發端ヲ踏高トシんば自ら輿論ヲ
逆カズ切テ輿論ト逆守カレんノ紙ナリトナリ

此キハ其報通最モ可シク此ニシテ儘ク後キ微ク開ク
物モ皆中ノ物ヲ捨テスカ少キ親アラシムル而シテ然レバ
殆ド日之連我ニ先地を可作ノ業スル社説ニ與テ
之等者トシテ英ノ政由ルニ得大ナル其益ヲ共ハルヤ
蓋シ我ヲ害シカントス

才十二日英連后

此典論が最モ執心ノ希望シムモノハ一日英連
合ニ終シ英人ハ思ヘラケ地を可作ノ業スル社説ニ與テ
ノ位置ヲ又思上ノ英地ヲ最モ其極ノ利益
ヲ英スヘキモノハ一日我ニ先地を可作ノ業スル社説ニ與テ

最モ其快ノ念ヲ起スベキモノハ一日我ニ先地を可作ノ業スル社説ニ與テ
ト云ヒ天然ノ形勢ト云ヒ地味ニ於テ最モ有力ナル地味
ヲハムモノハ日本ニ外ナラス業ニシテ英ノ利益ハ其大
体ニ於テ在リ日我ノ利益ト云ヒ一被セリ故ニ若シ其兩
國ニ其携ヘテ運動其他ノ諸國ハ其益ニ其見セシノミト
ハシ我邦ノ一業ニ一部ハ其益ノ可ク其最モ執心ニ
注スルヲ其業ニ其益ニ其見セシノミト
其最モ執心ニ注スルヲ其業ニ其益ニ其見セシノミト
而シ英人ハ其我邦ヲ以テ一國ニ英ノ法ヲ行ヒト其最モ

ありては、わが國に於ては、揮々として我國ヨリきてるん報を、ハ
冬夕好意ヲツテ英人ニ迎へらん、ノ結果、意味ナキナキトモ
君候アリ氣ニ解釈せし招撫ナキ、況モ招撫アリ
氣味ニ次結サシキ、曰ク日世、禮儀ハ大舉支那海に向
ハント大曰ク軍事最モ高、敵國友ノ任命ハ目下ノ事、
ニ英、信アリモノナリ、曰ク先世、使ハ在京、英ノ使ト
一致ノ運動ヲナシツ、アリ、曰ク何、曰ク何、知シ此等報
道ハ皆、平、實、無、根、ナリシナリ、
尋テ、我カ、意、疏、願、大、連、灣、借、入、事、ノ、要、求、ヲ、提、出、
スルニ、至、リ、曰、英、連、合、ノ、必、要、ハ、一、層、割、切、ノ、感、ゼ、ラ、シ、
ル

現由、定、多、中、路、ト、最、大、ノ、勢、力、ヲ、有、ス、ン、
氏ヲシテ、任、任、向、日、英、協、定、ノ、利、ヲ、唱、ゼ、シ、ム、
リ、タ、リ、而、カ、モ、尚、我、邦、ハ、部、カ、ダ、
吾、ナ、之、レ、ヨ、リ、數、口、ヲ、出、カ、シ、テ、
ノ、自、ラ、引、出、シ、リ、之、レ、を、
タ、ン、モ、ノ、ナ、ン、モ、英、人、ハ、
ニ、シ、テ、日、世、カ、今、日、
カ、タ、メ、ナ、ラ、シ、
付、テ、ラ、レ、タ、リ、ト、
此、レ、ド、モ、
一、條、ノ、望、ミ、
一、條、ノ、望、ミ、

りしが其後又久シカラズニテ或は借入レノ後後
りし各ノ報通到来セリ「タイムス」ハ之ヲ付キテ論を言曰り
「清國」トハ極メニ付最モ喜ブベキモノナルハ今ヤ英
政府乃極東日ノ出ノ海軍國ト一致ノ運氣ヲ
ナレツベアリトノ推定ナリ若夫レ現内カ如ク此ノ先
機ノ始メニ當リテ未レヨリ幸ト成程ノ所極メラナレバ
此種ノシテ進ミタラシニハ英ハ其カ於テルニ以テ利益
ヲ得ル能クシテ一層其好ナル地位ニ在リタラシテ吾
人ノ因循姑息ナル政策ハ吾人ヲモテ既ニ莫大ナ
ル損害ヲ蒙リテシメタリ若シ上ニ一層ノ損害ヲ免カレ

ニト歎セハ吾人ハ亦久シク其カ邊境ヲ抛テセカレハカ
ハト蓋シキ事件モ亦其由ニ在リテハハリ英情ノ高
ノ結果トシテ得ル唯其情ノ高ナルモノガ如クニ熱
心ニ英人ノ希望スル所ナリシハ之ニヨリテモ其一端
ヲ窺ヒ得ルニシ

氷十三 英人ノ眼中ニ清國

「ハ」如ク我邦ノ既ニ英人ノ眼中ニ在リタラシメテ清
國ニ在リテハ唯高貴ノ貴族トシテノ外ニ一文ノ價値ヲ具
キテ之ヲ見んモノナレ
清國完全ヲ維持スルハ英ノ外交方針ナリトシテ屬

に宣せし日、又誰かせらる、ハ英に力りて、思ふ事要
ナル、問答ナリト、決議案ハ、其日、一人ノ異議モナ
ク、しテ、議府ヲ、閉シ、し、死シ、モ、實、法、不、完全
ガ、永久ニ、維持セラレ、ンコトニ、付キテ、ハ、何人ト、在、在、多、分
ノ、望ミ、ヲ、抱ク、モノ、ナカ、ンヘシ

現ニ「カーゾン」氏ハ、法、名、政府ノ、少、後、ニ、大ナル、望ヲ
シ、カ、ザ、ル、ヲ、ヨ、シ、死、議、府、ニ、於テ、演、説、ス、ル、ヲ、憚、ラ、ザリ
キ、死、ラ、ハ、他ノ、柱、植、キ、テ、リ、其、移、シ、テ、終、結、セ、ル、事
「チ、エ、ン、バ、レ、ン」氏ハ、曰ク、然、レ、ハ、自、ラ、移、シ、テ、終、結、シ、テ、有
セ、ズ、シ、テ、他、者、之、ヲ、拔、植、ス、ル、ヲ、好、ム、ヤト

然レガ、物、証、ハ、其、年、日、ヲ、モ、忘、ル、コト、有、敗、シ、テ、而、モ、テ、然
レ、人、民、ハ、回、教、徒、ノ、如キ、事、多、ク、有、ル、ニ、然、レ、ハ、其、レ、ナ
種、族、ノ、攻、撃、ニ、モ、控、制、ス、ル、力、ナ、シ、故、ニ、列、國、ガ、各、其、
要、求、ヲ、提、出、ス、ル、ニ、當、リ、テ、モ、當、局、ノ、主、人、ハ、法、國、政府、ノ
意、向、方、向、ハ、皆、テ、計、策、ノ、由、ニ、お、シ、ラ、レ、ズ、人、ノ、注、目、シ、ス
ハ、唯、他ノ、強、國、ガ、如ク、要、求、ニ、答、シ、テ、方、ナ、ン、強、勢、ヲ、執、ル
ハ、キ、カ、ノ、一、点、ナ、リ、シ

口、清、法、ノ、事、業、力、ハ、皆、ツ、テ、他、方、ノ、精、心、ヲ、移、ス、ル、ニ、在、リ
シ、今、日、ノ、形、勢、ヲ、到、致、セ、ル、コト、ハ、バル、ブ、オ、ア、氏、ハ、曰ク、強、者、事
傳、リ、シ、テ、今、日、ノ、形、勢、ニ、在、リ、テ、モ、其、國、ハ、概、言、ス、ル、ニ、法

五ノ怯弱他名ヲ誘フテ各其膽心ヲ過ラセシメんニ分
テラズト蓋シ強者ノ欺ラ答メスミテ弱者ヲ罪ラ弱者
ニ抑シんモノニシテモ弱ナルガ如キモ亦一片ノ志理ヲ
ルヲ失ハサルナリ

國位有りて人情ナク弱者ヲ其弱者ナルガ如クシテ
トテカカキ義使云ハ天下強トド一國モ之レナキナリ況
ニヤ強者ノ如ク自ら強トナル故國ト身數ナシ人トナ
ナリトナカラ他ノ殊おこ進ハレテ一ノ機括ヲモナス能ハサルヲ見
テハ五人ハ然レシ向ツテ回轉ヲ浮グイナキノミナラス却ツテ
從來亦如シまん多クノ回轉サヘリト清滅ニツキルナリ

25

曰ク李鴻章ハ既死せん云云少覺ナリ曰ク四人並ニ
他ノ強國門下巨擘ハ悉ク其國ニ買収セラルベシナリ
ト其他種々ノ風俗ハ一々枚舉せんニ及バズ又一々信せんニ
モ及バズ焉んニヤ東亞有ノ腐敗ハ彼等が一ノ機密
ヲモ撰密ニ保ツ能ハザルヲ見テモ知ナリ

世人ハ斯ク強ヲ色ニスル毎ニ清國ガウリヤン新豫
共ヲナシツ、アルカ若クハナシタムルカヲ見ント然レ其希世
ノ偉ト空シカラザルヲ見テ笑ヘリ試ニ今列國ガ得ん豫
共ノ重ナルモノヲ左ニ示シ以テ本報告ヲウラン

水十四 列國ノ覆滅シテ豫共

英國

- 一 咸海亦借入
 - 二 揚子江集水地已ノルナル部分ヲモ他ニ債入借債
差スハ豫其セザルナリ
 - 三 清國由地水路ノ開放
 - 四 「新」ウアンニ「劇」タイホリ、福寧、及岳州三開港埠
ノ増設
 - 五 英清貿易他金ノ上ニ在ル間ハ殆ど皆日ニハ英人
ヲ任事スルナリ
- (英)「シ」ンデケ「ト」カ得タル外債及英伊「シ」ンデケ「ト」カ得タル

瀋山採煤権ハ直轄ニ英政府カ得タル豫其
トハテラヲ得ザルモ英ノ利益ニ歸スルモノユエ茲ニ
附記ス

支那

- 一 蘇州大連及其附近地帯ノ借入
- 二 直隸鐵道ノ遠近ノ延長スルナリ
- 三 鐵道保護ノ為メ軍隊ヲ其沿路ニ駐屯セシメ
消んナリ

德國

支那の借款及びその用途

- 一 膠州灣及青島附近地方
 - 二 膠州灣及濟南府沂州府之
 - 三 右線通海路
 - 四 控製全二十萬支
- 一 該年所及雲南之省ノ中ノ
- 二 該年所及雲南之省ノ中ノ
- 三 該年所及雲南之省ノ中ノ

- 四 該年所及雲南之省ノ中ノ
- 福建者ヲ他ニ豫典セザル

